

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	崔 太峰
登録番号又は法人番号	1 6 0 8 0 8 5 9
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	崔太峰行政書士事務所
事務所所在地	東京都江東区亀戸 5 - 6 - 2 1 2F-2
処分年月日	令和 6 年 1 月 2 6 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第三号）
上記処分をした理由	会費滞納による（会則第 2 4 条による手続）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>東京都行政書士会会則第 2 4 条</p> <p>第24条 正当な理由がなく、6 か月以上の会費を滞納している会員（以下「長期会費滞納会員」という。）に対し、会則に違反したものとして第23条第 1 項第三号及び第23条の 2 第 1 項第三号並びに第四号の処分を行う場合には、本条の手続を経るものとする。</p> <p>2 会長は、長期会費滞納会員に対し、1 か月以上の期間を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行う。</p> <p>3 会長は、前項の規定による催告を行ってもなお定められた期間内に会費を納入しない会員につき、処分を行う。</p> <p>4 前項の処分を行うときは、会長はあらかじめ会費納入促進委員会に調査・答申をさせた上で、理事会に諮り決定しなければならない。</p>